



授業・教育活動と著作権

著作物利用に際しての原則

原則①

「人の思想・感情を創作的に表現したもの」は著作物であり、学術的価値・芸術的価値・経済的価値等の有無を問わず保護される（無断で利用されない権利を著作権者が持つ）。

- 子供の作品も著作物。
- 子供でも、作品を創作すれば著作権を持つ。
- 教員自身も著作権者である場合が多い。
- 著作物を創作すれば、登録などの手続きを経ることなく、その著作権者に著作権が発生する。
- 外国人の作品も、条約による保護関係にあれば日本人と同様に扱う。
- 財産権としての著作権は譲渡可能。

原則②

著作権は、その著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する。
著作権者は、自己が著作権を持つ著作物の利用について、許諾したり拒否したりする（契約を求める）ことができる。

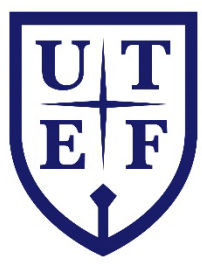
- 著作権（財産権）の存続期間が経過すれば、著作権者の許諾を得る必要はない。
- 著作者人格権には権利の存続期間が定められていない（著作者が死亡すれば著作者人格権もなくなるが、著作者の人格を傷つける利用をしてはならない。）。

原則③

他人の著作物を利用する場合には、その著作権者（通常は著作者）の許諾を得る。
著作物使用料（ロイヤリティ、印税）を支払う必要があるかどうかは当事者の契約による（タダで利用できる契約を結ぶことも、当事者の交渉次第）。
自分の著作物が利用される場合には、下記のような行為を許諾したり拒否したりすることができる。

- 「利用」とは以下のような行為（著作者が専有すると定められた権利に係る行為）のこと
- 「複製」...コピー、写真撮影、録音・録画、スキャン、手写などにより有形的に再製すること
- 「上演・演奏」...特定多数又は不特定の人に直接見せたり聞かせたりすることを目的に、脚本や音楽を上演・演奏・歌唱すること
- 「上映」...特定多数又は不特定の人に直接見せることを目的に、スクリーンやディスプレイに投影すること
- 「公衆送信・送信可能化」...無線通信又は有線電気通信を使って、特定多数又は不特定の人が受信できるように、同一内容の作品を同時に送信すること（放送、有線放送）、特定多数又は不特定の人からの求めに応じて作品を自動的に送信すること（自動公衆送信）、求めがあれば送信できるようにサーバに蓄積すること（送信可能化）
- 「口述」...特定多数又は不特定の人に直接聞かせることを目的に、言語の著作物を口述すること
- 「展示」...美術又は写真の著作物の現作品を特定多数又は不特定の人に展示すること
- 「頒布」...映画の著作物が収録されたテープ、ディスクその他のメディアを譲渡又は貸与すること
- 「譲渡」...映画の著作物以外の著作物が固定された印刷物、テープ、ディスクその他のメディアを譲渡すること
- 「貸与」...映画の著作物以外の著作物が固定された印刷物、テープ、ディスクその他のメディアを貸与すること
- 「翻訳・翻案等」...既存の著作物に翻訳・翻案・変形・編曲等の創作行為を加えて新たな著作物（二次的著作物）を創作すること
- 「翻訳物等の利用」...翻訳・翻案等により創作された二次的著作物を「複製」「上演・演奏」「上映」等により利用すること

著作権者の許諾なく著作物を利用した場合（裏面の例外の各要件を満たす場合を除く。）には、民事的又は刑事的な法的責任が問われることがある。



授業・教育活動と著作権

著作物利用許諾の**例外**
(許諾を得ずに利用できる場合)

【教育機関における複製等】 (著作権法第35条)

以下の要件を満たす場合には、著作権者の許諾を得る必要はない。

- 営利を目的としない教育機関における利用 (複製・公衆送信・公の伝達)
- 授業の過程における使用を目的とするための利用
- 教育を担当する者、授業を受ける者により行われる利用
- 必要と認められる限度における利用
- 著作権者の利益を不当に害しない範囲における利用
- 授業目的で公衆送信を行う場合には補償金の支払いが必要 (複数の場所で同時に行われる授業において公衆送信する場合を除く。) (下記の※ この規定は令和2年4月1日現在未施行)

具体的には...

- 板書
 - 教員が、学生に配付するためにプリント教材に新聞記事、専門書等の図表、写真等をコピーする
 - 学生が、研究発表するためにWebサイトの記事、論文の一節等をレジュメにコピーする
 - 同時に複数の教室 (学校) で行われている授業をインターネットで接続して双方向授業を行う際に、一方の教室から他方の教室に言語、図形、音楽等の著作物を送信する
 - オンデマンド方式で任意の時間に学習する授業で、著作物を利用したコンテンツを送信する (※)
 - いわゆる「反転授業」のような方式で、著作物が用いられた教材を予習・復習のために送信する (※)
- 注意

授業目的であっても、著作権者の利益を不当に害する利用形態 (例えば、本来学生が購入すべき教科書のような資料を全部コピーして学生に提供するなど) であれば、許諾が必要。

【上記以外の例外 (教育関係の主なもの)】

「引用」 (著作権法第32条)

論文、レポート等の執筆に当たり、先行研究文献等の既存の著作物を引用の目的上必要な範囲で複製する (講演や講義の中で口述により引用することも同様)。その場合、引用区分が明瞭であること、主従の関係が明確であることが必要。

「営利を目的としない上演・演奏・上映・口述」 (著作権法第38条)

文化祭、合唱祭などで、営利を目的とせず、聴衆・観衆から鑑賞の対価を受けず、実演を行うものに報酬が支払われない条件で、上演、演奏、上映、口述する。

「私的使用のための複製」 (著作権法第30条)

私的な限られた範囲で使用するため (自分の勉強や趣味などのため) にコピーする。ただし、コピー制限がかかっているものを解除してコピーすることや、著作権者の許諾を得ずにインターネットを通じて提供されている音楽や動画を録音・録画することは、私的範囲で使うことを目的としていても許諾が必要。

「図書館等における複製」 (著作権法第31条)

図書館利用者 (学生・教員等) へのサービスとして、図書館の所蔵資料の一部分を利用者の調査研究のためにコピーする。

「障害者等のための利用」 (著作権法第33条の3, 第37条, 第37条の2)

障害により著作物を享受することが困難な者のために、拡大、点字化、音声化、字幕付加等により認識可能な状態に複製・翻案等を行うこと。

ポイント

「営利目的で利用しているのではないから許諾を得る必要はない」「優れた作品を広く紹介してあげているのだから許諾を得る必要はない」「少し加工してオリジナルとは異なるものになったので許諾を得る必要はない」という考え方は誤解。無断で利用しないでほしいと主張される可能性がある。「どこまでなら無断で利用できるか」は、利用の目的や態様により個々の実態が異なるので、最終的には司法判断。